

Q1 金融検査マニュアルって何？ どうして今般 廃止される予定とあってるの？



A 平成11年（1999年）に公表された金融検査マニュアルは、金融機関の不良債権問題が喫緊の課題となっていた一方で、検査に入る検査官の俗人的な対応や金融機関ごとに異なる論点定義に「改善の余地あり」とされていた時代に作成された。

本マニュアルには、金融機関ではなく、金融庁の検査官が金融機関を検査するにあたり配慮すべきことが述べられており、平成17年7月1日に公表された「金融検査に関する基本指針」では、具体的な5つのポイントが挙げられている。

- ① 重要なリスクに焦点を当てた検査
- ② 問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明
- ③ 問題点の指摘と適切な取組みの評価、静・動的な実態の検証
- ④ 指摘や評定根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化
- ⑤ 検証結果に対する真の理解（納得感）

よび適切性などの観点から見て合理的なものであれば、それだけでよいと理解されるのである。

**時代や環境が変わり
従前の内容だと過重に**

ところが、実際の運用面をみると、金融機関は本マニュアルに定義されたチェック項目について、ほぼ横並びで画一的な対応を行ってきたのが実情だ。

確かに、不良債権処理が喫緊の課題だった時代であれば、それでも対応できたという側面はあっただろう。だが、時代は変わり、各金融機関のビジネスモデルは同一とはいえず、さらに新しい技術の導入、フィンテック

ココを押さえておこう

- ・金融庁の検査官が金融機関を検査するにあたり配慮すべきことが書かれている
- ・時代が変わる中、シンプルで実態に即した検証が必要とのこと、マニュアルは廃止へ

Q2 金融検査マニュアルは 金融機関の融資対応に どんな影響をもたらしたの？



A バブル期に抱えた不良債権問題の解決を目指して作成された本マニュアルでは、「事業性評価」といった視点が盛り込まれずに、融資先を財務状況や担保・保証等の保全状況のみで評価してしまうといった弊害もたらされたといわれる。これにより、金融機関の融資対応が「画一的」となってしまったわけだ。

ここで、2015年度に金融庁が全国の中小・零細企業3000社から回答を得た、金融機関の中小企業向けの支援の実態調査の結果を振り返ってみよう。当時、金融庁は金融機関に対して新たに経営者保証ガイド

ラインを示されたことで、「経営者保証の提供」を解消していくよう要請していた。ところが、この経営者保証ガイドラインについて経営者に聞いてみたところ、「知らない」という回答が全体の70・5%に上っている。「そもそもガイドラインの説明を受けたことがなく、ガイドラインの存在をこれまで知らなかった」という回答も全体の60・9%に上った。

同様に、この実態調査では、「融資先の実態を見ずに定量面だけで与信判断をしていた」「債務者区分が下がったことで貸し渋りや貸し剥がしにつながった」例も確認されている。さらに新規融資先開拓に際し、あらかじめ債務者区分が正常先となりそうな優良企業のみを重点的に開拓する例も見られた。

**過去の実績に固執し
将来性を見抜けない**

こうした調査結果から推測されるのが、金融機関は「特異かつ有意な技術を有するものの、足元ではまだ収益が伴っていないために融資を希望しているよ

ココを押さえておこう

- ・融資先を財務状況や担保・保証等の保全状況のみで評価してしまうといった問題が発生
- ・将来的に有意な取引先となるかもしれないような企業への融資が不足することに

うな企業」「事業性評価などの観点を導入すれば将来的に有意な取引先となるかもしれないような企業」に対して、支援が不足しているのではないかと意識していることである。

このような金融機関の融資姿勢の背景にあるのが、本マニュアルである。本マニュアルの画一的なチェック項目が、「過去の実績」や「担保・保証」を前提とした画一的な融資対応の原因となっていると考えられており、金融庁は廃止する意向を示しているわけだ。